

大阪、平 3 不42、 5 不57、平7. 12. 4

## 命 令 書

申立人 X 1

被申立人 西日本旅客鉄道株式会社

## 主 文

1. 申立人の昭和60年4月1日付け定期昇給における1号俸給減俸、同61年4月1日付け及び同年10月1日付けの昇格延伸並びに平成元年5月26日の欠務取扱いに係る賃金の減額に関する申立ては却下する。
2. 申立人のその他の申立ては棄却する。

## 理 由

### 第 1 認定した事実

#### 1 当事者

(1) 被申立人西日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という）は、昭和62年4月1日、日本国有鉄道改革法に基づき、同年3月31日まで日本国有鉄道（以下「国鉄」という）が経営していた旅客鉄道事業等のうち、本州の西日本地域における旅客鉄道事業等を承継して設立された法人であり、肩書地に本社を置き、その従業員は本件審問終結時約48,000名である。

(2) 申立人 X 1 は、昭和51年4月1日に国鉄に採用され、国鉄改革に伴い同62年4月1日に会社が設立されると同時に会社社員となり、本件審問終結時、会社福知山支社福知山事業所豊岡派出所に勤務している。

また、申立人は、同53年1月、申立外国鉄労働組合（以下「国労」という）に加入し、翌54年7月に国労綾部分会青年部常任委員になったほか、同58年11月から2年間は、国労香住分会青年部長を務めていた。

#### 2 国鉄の昇給及び昇格に係わる制度について

(1) 国鉄の一般職員の基本給については、職員管理規程により職群及び号俸が定められ、該当する職群及び号俸に応じた金額が支給されていた。職群は、その職務内容に応じて3職群から14職群までの12段階に区分され、それぞれの職群において、100前後の号俸が設けられていた。なお、号俸間の間差は、1,000円前後であった。

(2) 国鉄の一般職員の昇給については、職員賃金基準規程（以下「賃金基準規程」という）により、毎年1回、4月1日に実施され、原則として4号俸昇給することが定められていた。

また、国鉄と国労が締結した昇給の実施に関する協定（以下「昇給協定」という）及び昇給の実施に関する協定付属了解事項では、平素職員

としての自覚に欠ける者、勤労意欲、執務態度、知識、技能、適格性、協調性等他に比して著しく劣っている者を「勤務成績が特に良好でない者」として、その者の昇給から1号俸以上を減俸する旨定められていた。

- (3) 国鉄の一般職員の昇格については、賃金基準規程により、職名区分に応じた職群別昇格基準年数を経過した者を直後の昇格実施日である毎年4月1日又は10月1日のいずれかにおいて、それぞれ上位の職群に昇格させることができる旨、及び本件で争われている5職群から6職群への昇格基準年数は3年である旨定められていた。

ただし、昇格基準年数の期間内に「勤務成績が他に比して著しく劣る者」については、昇格を6か月延伸する旨、また、この延伸された期間に上記と同じく「勤務成績が他に比して著しく劣る者」に該当した場合、さらに6か月間昇格を延伸する旨の規定があった。なお、連続して昇格を延伸する場合であってもその延伸期間の合計は、1年を限度とする旨が定められていた。

### 3 国鉄当時の申立人の昇給及び昇格等について

- (1) 国鉄は、香住駅の営業係として勤務していた申立人に対し、昭和60年4月1日付けで5職群32号俸から35号俸とする旨の辞令を交付した。  
これは、申立人が昇給協定に定める「勤務成績が特に良好でない者」に該当するとして、原則としての4号俸の引き上げから1号俸減俸したものである（以下「本件1号俸カット」という）。
- (2) 昭和60年9月14日、国鉄は、申立人に対し、福知山鉄道管理局長名で「昭和60年4月以降8月末までの、国鉄の分割民営化反対等のいわゆるワッペン着用行動に際し、国労香住分会青年部長として、指導的役割を果たした」などの理由で訓告処分を行った。
- (3) 昭和61年4月1日、国鉄は、申立人に対し、5職群35号俸から4号俸昇給して同職群39号俸とする旨発令した。
- (4) 昭和61年4月1日、申立人は、同58年4月1日に5職群に昇格してから3年が経過するため、6職群への昇格対象者となっていたが、国鉄は同人が「勤務成績が他に比して著しく劣る者」に該当するとして昇格を6か月間延伸した（以下「61.4昇格延伸」という）。
- (5) 昭和61年6月30日、国鉄は、和田山駅営業係として勤務していた申立人に対し、同年7月6日付けで豊岡駅人材活用センターに配属する旨発令した。

同年7月2日、申立人は、上記の人事発令について、国鉄の福知山簡易苦情処理会議（以下「国鉄簡易苦情処理会議」という）に対し苦情申告を行ったが、同月4日、同会議は、申立人に対し、「各側委員の意見が一致しないため通常の苦情処理に移行する」と通知した。また、同月31日、国鉄の福知山地方苦情処理共同調整会議（以下「国鉄苦情処理会議」という）は、申立人に対し、「国鉄簡易苦情処理会議から移行以来慎重審議を重ねたが、各側委員の意見が対立し裁定に至らず決定不能」

と通知した。

(6) 昭和61年10月1日、国鉄は、同年4月1日に続いて、「勤務成績が他に比して著しく劣る者」に該当するとして、申立人の昇格を再度6か月間延伸した（以下「61.10昇格延伸」という）。

(7) 昭和62年3月4日、国鉄は、申立人に対し、同月10日をもって豊岡駅人材活用センターの配属を解くとともに、福知山鉄道管理局長名で運輸部営業課兼務豊岡駐在を命ずる旨発令した。

これに対し、申立人は、同月6日、上記発令について、希望と異なるとして、国鉄簡易苦情処理会議に対し苦情申告を行ったが、同月9日、同会議は、「各側委員の意見が一致しないため解決不能」との決定を行った。

さらに、申立人は、同月14日、福知山鉄道管理局長に対し、上記人事発令については異議を留保して従う旨内容証明郵便で通知した。

#### 4 会社の賃金制度、有給休暇制度及び欠務取扱いの際の賃金減額について

(1) 会社の一般社員の基本給については、賃金規定により等級及び号俸が定められ、該当する等級及び号俸に応じた金額が支給されている。等級は、その職務内容に応じて1等級から9等級までの9段階に区分され、それぞれ等級において、100前後の号俸が設けられている。なお、号俸間の間差は1,000円前後である。

(2) 会社の就業規則は、社員の有給休暇について、①選挙権その他の公民としての権利行使の場合、②交通機関の事故等不可抗力の原因による場合又は災害・伝染病発生による交通遮断の場合、③職務上の事件について証人、鑑定人、及び参考人として、官公署に召喚された場合及び故意又は怠慢の顕著な場合を除いて鉄道事故のため被疑者となり、官公署に召喚された場合などで、会社が認めた場合に付与する旨定めている。

(3) 会社の出務表等取扱規程は、私事の都合により勤務しない場合で、承認を得て正規の労働時間の一部を欠いたときは、欠務として取り扱い、賃金を減額し、あるいは支給しない旨定めている。また、賃金規程は、賃金の減額について、1時間当たりの賃金額に時間数を乗じた金額を減額する旨定め、又、1時間未満の時間計算は、30分以上を1時間とし、30分未満を切り捨てることとしている。

#### 5 申立人の欠務取扱い等について

(1) 昭和62年4月1日、申立人は、会社社員となり、同人の賃金は、会社の賃金規程により一般社員基本給表に定める2等級58号俸が支給されることとなった。

(2) 平成元年5月26日、午前8時40分の少し前から、申立人の勤務場所である会社福知山支社豊岡事業所（以下「豊岡事業所」という）の2階会議室において、警察官が爆発物取締罰則違反、建造物損壊及び建造物侵入の被疑事件に関して申立人の着衣及び所持品の捜索を行った。午前8時40分ごろ、豊岡事業所長Y1は、警察官に対し、捜索に立ち合っ

た申立人の勤務が始まる旨つげたが、警察官は、搜索令状を示し午前10時30分ごろまで搜索を続行した。

同年7月25日、会社は、この申立人が勤務時間中に搜索に立ち会った時間を1時間52分とし、前期4(3)記載の欠務に該当するとして、同日支給の賃金から2時間分の賃金を減額した。

- (3) 平成2年11月26日、申立人は、出勤途上で、警察官により爆発物取締罰則違反の被疑事件の搜索礼状を提示され、着衣及び所持品の搜索を受けた。このため、申立人の豊岡事業所への出勤が遅れた。

会社は、この申立人の出勤の遅れを2時間35分とし、前記(2)と同様に欠務に該当するとして、同年12月25日支給の賃金から3時間分の賃金を減額した。

- (4) 平成2年12月5日、申立人は、前記(3)記載の欠務取扱いについて、会社の福知山地方苦情処理会議（以下「会社苦情処理会議」という）に苦情申告を行ったが、同月11日、同会議は、「苦情処理としてはなじまないのので却下する」との決定を行った。

- (5) 平成3年4月1日、会社は、申立人に対し、2等級から3等級に昇格する旨発令した。

- (6) 平成3年7月18日、申立人は、豊岡事業所Y2に対し、会社代表者宛の未払賃金支払要求書を提出し、61.4昇格延伸及び61.10昇格延伸（以下併せて「本件昇格延伸」という）並びに平成元年5月26日及び同2年11月26日の欠務取扱いによる賃金の減額分の回復を求めた。

同3年7月24日、同所長は、同要求書を申立人に返却し、その際、「個人と会社が直接交渉するルールはない。苦情処理会議を通して欲しい。文書については受け取れない」旨述べた。

- (7) 平成5年4月21日、警察官が、豊岡事業所に出勤した申立人に対し、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反、建造物侵入の被疑事件に関する搜索令状を示し、同人のロッカー及び机を搜索した。なお、この搜索は、午前8時20分ごろから同9時50分ごろまで行われた。

午前8時45分ごろ、同事業所副所長Y3は、警察官に「点呼ですので」と告げ、申立人は、これに応じて点呼に参加した。点呼後、申立人は再び搜索に立ち会い、搜索終了後、業務に就いた。なお、同副所長は、申立人に対し、点呼後、警察官の搜索に立ち会うこと等の指示は行っていない。

会社は、この申立人が勤務時間中に搜索に立ち会った時間を1時間2分とし、欠務に該当するとして、同年5月25日支給の賃金から1時間分の賃金を減額した。

- (8) 平成5年6月4日、申立人は、前記(7)記載の1時間分の賃金の減額について、会社苦情処理会議に苦情申告を行ったが、同月9日、同会議は、「苦情処理としてはなじまないのので却下する」との決定を行った

- (9) 平成3年10月14日、申立人は、本件1号俸カット及び本件昇格延伸の

回復、並びに同元年5月26日及び同2年11月26日の欠務取扱いの取消しを求めて当委員会に不当労働行為救済申立て（平成3年（不）第42号事件）を行った。

また、同5年10月8日、申立人は、同年4月21日の欠務取扱いの取消しを求めて、当委員会に不当労働行為救済申立て（平成5年（不）第57号事件）を行った。

## 6 請求する救済の内容

申立人が請求する救済の内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 昭和60年4月期の定期昇給で減俸された1号俸の回復措置
- (2) 昭和61年4月期及び同年10月期に延伸された昇格の回復措置
- (3) 平成元年5月26日、同2年11月26日及び同5年4月21日の欠務取扱いの取消し
- (4) 謝罪文の手交及び掲示

## 第2 判断

### 1 本件1号俸カット及び本件昇格延伸について

#### (1) 当事者の主張要旨

ア 申立人は、次のとおり主張する。

(ア) 国鉄と会社の企業実態は、営業内容、物的・人的関係及び労働条件において実質的に同一であって、国鉄の労働関係は会社に承継されており、国鉄において行われた不当労働行為について会社はその責任を負う。

(イ) 本件1号俸カットは、昭和60年4月期の定期昇給に際して行われ、その後の定期昇給においても回復措置がとられず、継続して不利益取扱いが行われているのであるから、申立期間の徒過には当たらない。

(ウ) 申立人が、本件昇格延伸によって受けた不利益である賃金の差額は、未だ支給されておらず、不当労働行為は継続している。

また、申立人は、平成3年4月期に2等級から3等級に昇格しているものの、この昇格でようやく昭和61年4月期に昇格が行われたと同じ賃金水準に達したものである。よって、本件昇格延伸は、平成3年4月まで継続していたのであり、申立期間の徒過にはあたらない。

(エ) 申立人の勤務成績はむしろ良好であり、本件1号俸カット及び本件昇格延伸は、申立人が国労香住分会青年部長などとして積極的に組合活動していたことを嫌悪して行われたものである。

イ 被申立人は、次のとおり主張する。

(ア) 本件1号俸カット及び本件昇格延伸は、申立人が国鉄在籍当時の問題であり、日本国有鉄道改革法によって新たに設立された会社は、国鉄の関係で使用者として当事者になることはなく、申立は却下されるべきである。

(イ) 本件1号俸カットに係る申立ては、査定に基づく賃金支払いの最後の日である昭和61年3月31日から1年以上経過して行われたものであるので申立期間を徒過したものとして却下されるべきである。

(ウ) 申立人は、昭和61年4月期あるいは同年10月期に昇格しなかったが、この取扱いは同62年3月31日の国鉄退職までである。

仮に国鉄から会社に労働契約関係が継続していたとしても、同年4月1日付けの会社の賃金規程で申立人に対し新たな体系の賃金が支給されているので、昭和62年3月31日が継続する行為の終了する日となる。しかるに、本件昇格延伸に係る申立ては、それから1年以上経過して行われたものであるので申立期間を徒過したものとして却下されるべきである。

(エ) 申立人が、本件1号俸カット及び本件昇格延伸を受けたのは、申立人の勤務成績が良好でなかったためであり、申立人の組合活動を嫌悪してなされたものではない。

(2) 不当労働行為の成否

ア 本件1号俸カットについて

前記1.2(2)、3(1)、(3)及び5(9)認定によれば、国鉄は、賃金基準規程により、毎年4月1日に昇給を実施しているが、昭和60年4月1日付けの昇給で申立人を昇給協定で定める「勤務成績が特に良好でない者」に該当すると査定して本件1号俸カットを行ったこと、同61年4月1日に申立人に対し4号俸の昇給を行ったこと及び申立人は、本件1号俸カットに係る申立てを平成3年10月14日に行ったことが認められる。

申立人は、本件1号俸カットで被った不利益は、その後も回復措置かとられず、現在に至るまで継続しており、申立期間の徒過には当たらないと主張するが、賃金の差別的取扱いの是正を求める救済申立ての申立期間は、その査定に基づき決定された賃金の最後の支払いの時から1年と言うべきである。

したがって、同3年10月14日になされた本件1号俸カットに係る申立てについては、査定に基づく賃金の最後の支払いの時である昭和61年3月31日から1年を過ぎてなされたものであるので、会社の被申立人適格の有無を論ずるまでもなく、労働組合法第27条第2項及び労働委員会規則第34条第1項第3号により却下する。

イ 本件昇格延伸について

前記第1.2(3)、3(4)、(6)、5(1)及び(9)認定によれば、①昭和61年4月1日、申立人は賃金基準規程による5職群から6職群への昇格基準年数に到達していたが、国鉄は、「勤務成績が他に比して著しく劣る者」に該当すると査定して、同人の昇格を6か月間延伸したこと、②同61年10月1日、国鉄は、上記①と同じ理由で申立人の昇格をさらに6か月間延伸したこと、③同62年4月1日、申立人は、会社

社員になると同時に、会社の賃金規程により、一般社員基本給表に定める新たな賃金を支給されるようになったこと、④申立人は、本件昇格延伸に係る申立てを平成3年10月14日に行ったことがそれぞれ認められる。

申立人は、本件昇格延伸によって被った不利益である賃金の差額分は未だ支給されておらず、不当労働行為は継続しており、また、会社における平成3年4月期の昇給に至って、昭和61年4月期に昇格がなされたと同じ賃金水準に達したものであることから、本件昇格延伸は平成3年4月まで継続しており、申立期間の徒過には当たらないと主張するが、昭和62年4月1日、申立人は、会社社員になると同時に、会社の賃金規程により、新たな賃金を支給されるようになったのであるから、本件昇格延伸に基づく給与の支払いは、いずれにせよ同日以降はなされていないと言うべきである。

したがって、平成3年10月14日になされた本件昇格延伸に係る申立ては、いずれも本件昇格延伸に基づく給与の支払いがなされなくなってから1年を過ぎてなされたものであるので、労働組合法第27条第2項及び労働委員会規則第34条第1項第3号により却下する。

## 2 欠務取扱いについて

### (1) 当事者の主張要旨

ア 申立人は、次のとおり主張する。

(ア) 会社は、平成元年5月26日の申立人の捜索立会いを欠務として取り扱い、同年7月25日支給の賃金から2時間分の賃金を減額した。これに対し、申立人は、同3年7月18日、会社代表者あての未払賃金支払要求書を提出し、減額された賃金の支払いを求めたが、会社はこれを拒否した。

会社の上記の賃金の減額は不当労働行為であるから、未払賃金の支払要求の拒否も不当労働行為であり、この要求拒否の日が不当労働行為の日となる。申立人は不当労働行為の日より1年以内に申立てを行っており、申立期間の徒過には当たらない。

(イ) 平成元年5月26日、同2年11月26日及び同5年4月21日、申立人は、警察官によって行われた捜索に立ちあつたが、事件には一切関与しておらず、本人の責めに帰せられるべきものではないので、私事の都合として欠務の取扱いをすることは誤りである。会社は就業規則に従い、官公署に召喚された場合、あるいは公民権の行使に該当するものとして有給休暇の取扱いとすべきである。

イ 被申立人は、次のとおり主張する。

(ア) 平成元年5月26日の欠務取扱いによる賃金の減額の日は、同年7月25日であるが、本件救済申立ての日は、1年以上経過した同3年10月14日であるので、申立期間を徒過したものとして却下されるべきである。

(イ) 平成2年11月26日及び同5年4月21日の欠務取扱いは、申立人個人に対する捜索によって発生したもので、会社としては全く関係のない申立人の私事である。ただ、正規の捜索令状に基づく捜索であるために、やむを得ないものとして、出務表等取扱規程に定める欠務として取り扱ったものである。

会社の就業規則は、社員に有給休暇が付加される場合として、職務上の事件等における官公署への召喚及び公民権の行使を定めているが、本件のような申立人の私事に対する官憲の捜索の立ち会いなどはいずれにも該当しない。

(2) 不当労働行為の成否

ア 平成元年5月26日の欠務取扱いについて

前記第1. 5(2)、(6)及び(9)認定によれば、会社は申立人に対して、平成元年5月26日の捜索の立会いに要した勤務時間を欠務として、同年7月25日支給の賃金から2時間分の賃金を減額したこと、申立人が会社に対し、同3年7月18日付けの未払賃金支払要求書を提出し、同欠務取扱いに伴う賃金の減額分の回復を求め、会社は、これに応じない旨回答したこと及び申立人は、当該欠務取扱いに係わる申立てを平成3年10月14日に行ったことが認められる。

申立人は、欠務取扱いによる賃金の減額は不当労働行為であるから、その賃金の減額分の回復を求めた未払賃金支払要求に対する拒否も不当労働行為であり、この未払賃金支払要求拒否の日が不当労働行為の日となると主張するが、欠務取扱いによる賃金の減額は1回限りの行為であり、たとえその賃金の減額について当事者間で係争があったとしても、労働組合法第27条第2項の定める申立期間はその賃金を減額した日から1年であると解するのが相当である。

したがって、同3年10月14日になされた同元年5月26日の欠務取扱いに係る申立ては、賃金の減額の日から1年を過ぎてなされたものであるので、労働組合法第27条第2項及び労働委員会規則第34条第1項第3号により却下する。

イ 平成2年11月26日及び同5年4月21日の欠務取扱いについて

前記第1. 5(3)及び(7)認定によれば、会社が申立人に対して、①平成2年11月26日の出勤の遅れを欠務として、同年12月25日支給の賃金から3時間分の賃金を減額したこと、②同5年4月21日に勤務時間内に捜索の立ち会いに要した時間を欠務として、同年5月25日支給の賃金から1時間分の賃金を減額したことがそれぞれ認められる。

申立人は、欠務取扱いの対象となった上記2回の捜索は、同人が一切関与していない事件に係わるもので本人の責めに帰せられるべきものではないので、私事の都合とは言えず、就業規則に定める官公署に召喚された場合あるいは公民権の行使の場合の有給休暇の規定が適用されるべきであると主張する。



しかしながら、前記第1.4(2)認定によれば、就業規則における官公署に召喚された場合の規定は、「職務上の事件について証人、鑑定人、及び参考人として、官公署に召喚された場合及び故意又は怠慢の顕著な場合を除いて鉄道事故のため被疑者となり、官公署に召喚された場合などで、会社が認めた場合」と明記されており、上記2回の捜索は、いずれも職務上の事件によるものとは考えられず、申立人が鉄道事故のため被疑者となったものでもないから、上記2回の捜索とその立会いに申立人が要した時間について官公署に召喚された場合の規定を適用しなかった会社の取扱いは、不当なものではない。

また、就業規則の「選挙権その他の公民としての権利」とは、公職選挙の選挙権及び被選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査、地方自治法上の住民の直接請求、特別法の住民投票等を指すものと考えられ、上記2回の捜索とその立会いに申立人が要した時間について選挙権その他の公民としての権利行使の場合の規定を適用しなかったとしても、この会社の取扱いは、不当なものとは言えない。

したがって、平成2年11月26日及び同5年4月21日の欠務取扱いに係る申立ては棄却せざるを得ない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条並びに労働委員会規則第34条及び第43条により、主文のとおり命令する。

平成7年12月4日

大阪府地方労働委員会  
会長 由良数馬 印